

7  
2025

# 日本消防



- 日本消防協会臨時理事会・定時評議員会、  
全日本消防人共済会通常総代会を開催
- 第26回全国女性消防操法大会指導員研修会を開催
- CTIF（国際消防救助協会）代表者会議・セミナーに出席



□ 絵 日本消防協会臨時理事会・定期評議員会、全日本消防人共済会通常総代会を開催  
第26回全国女性消防操法大会指導員研修会を開催

巻頭言 「消防団のあり方等について(大規模な再編成を経て)」	.....	(公財)鳥取県消防協会 会長 中嶋 政幸 ..... 1
日消の動き 「山火事など世界災害」国際会議の開催.....	(公財)日本消防協会 会長 秋本 敏文 ..... 3	
特別表彰「まとい」を受賞して 「歴史と伝統を繋ぐ消防団として」	.....	
長野県 川上村消防団 団長 由井 宏 ..... 4	.....	
東西南北 (群馬県) 「質の高い消防団を目指して」.....	群馬県 前橋市消防団 団長 堀越 徹也 ..... 6	
東西南北 (福井県) 「不死鳥福井」.....	福井県 福井市消防団 団長 加藤 英樹 ..... 8	
東西南北 (岐阜県) 「地域の絆！自分たちの町は自分たちで守る！」	.....	
岐阜県 羽島市消防団 団長 大橋 秀明 ..... 10	.....	
シンフォニー (愛知県) 「女性団員の魅力を伝える広報活動」…安城市消防団 団員 榊原 千恵子 ..... 12	.....	
消防団加入促進への取組み 次世代の地域防災の要となる若者世代へ向けた加入促進活動	.....	
山梨県 甲府市消防団 ..... 14	.....	
令和7年度 共済事業交付車両について	..... (公財)日本消防協会 福祉部 ..... 16	
共済事業交付車両の活用事例	..... 広島県 三原市消防団 ..... 17	
日本消防協会臨時理事会・定時評議員会、全日本消防人共済会通常総代会を開催	.....	
..... (公財)日本消防協会 総務部／(生協)全日本消防人共済会 ..... 19	.....	
第26回全国女性消防操法大会指導員研修会を開催	..... (公財)日本消防協会 業務部 ..... 25	
CTIF代表者会議・セミナーに出席して	..... (公財)日本消防協会 業務部 業務課長 西滝 勲 ..... 26	
消防団員・消防職員等のための各種共済事業について	..... (公財)日本消防協会／(生協)全日本消防人共済会 ..... 28	
消防育英会定時評議員会を開催	..... (公財)消防育英会 ..... 37	
台風に対する備え	..... 総務省消防庁 防災課 ..... 38	
「令和6年度 消防庁女性活躍ガイドブック」の作成について	..... 総務省消防庁 消防・救急課 ..... 40	
うちの名物団員	..... 埼玉県、群馬県、愛知県、岐阜県、福井県、愛媛県 ..... 43	
消防団の広場(愛媛県) 「笑顔と学びの場 女性消防団」	..... 松前町消防団 団員 中村 桃子 ..... 45	

編集後記

## 表紙写直説明

「東尋坊」

福井県坂井市三国町にある「東尋坊」は、柱状節理といわれる溶岩やマグマが冷えて固まるときにできる巨大な柱状の岩が海岸線に沿って約1kmにも渡って続く断崖絶壁の海岸。東尋坊ほどの大規模な柱状節理は世界的にみても珍しく、「柱状節理世界三大絶勝」の一つに数えられており、日本国内の国の天然記念物にも指定されるとともに、日本の地質百選にも選ばれている。

写真提供者：公益社団法人福井県観光連盟

# 日本消防協会臨時理事会・定時評議員会 全日本消防人共済会通常総代会を開催

(19頁～24頁に掲載)



# 第26回全国女性消防操法大会 指導員研修会を開催

(25頁に掲載)



# 卷頭言

## 「消防団のあり方等について (大規模な再編成を経て)」

(公財)鳥取県消防協会 会長 中嶋 政幸



岩手県大船渡市をはじめ全国各地で林野火災により被災されました皆様に対し心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。また、消防活動に尽力された消防関係者の皆様には、心より敬意を表します。

さて、我が鳥取県は、中国地方の北東部に位置する県であり、県内の北側には鳥取砂丘をはじめとする白砂青松の海岸線が続き、南側には中国地方の最高峰である大山を筆頭に山々が連なり、四季の移り変わりが鮮やかで美しい自然の風景があふれる地域です。山地は多い地形ながら、三つの河川の流域に平野が形成され、鳥取市、倉吉市、米子市がそれぞれ流域の中心都市として栄えています。人口は、約52万人と全国で最も少ない県となっています。

私の住む鳥取県岩美町は、漁業を基幹産業とし、松葉がにをはじめ、白イカ、赤ガレイ、ハタハタ、もさエビなどの豊富な水産資源に恵まれているほか、リアス式海岸からなる「浦富海岸」と1200年の歴史を持つ「岩井温泉」を中心とした観光業も盛んなまちです。我々消防団は、この豊かで美しい郷土を守るとともに、住民が安心して過ごしていただけるよう、地域を守る最も身近な活動団体として、日々訓練や資機材の点検、水利の確保、防火啓発等に取り組んでいます。

さて、鳥取県内の人口は年々減少していく中、岩美町でも例外なく人口減少と高齢化が進み、我々の消防団でも団員数は減少し、多くの欠員が生じておりました。全国のどの自治体の消防団においても、団員の確保に苦慮

されていることと思います。このような現状があるなか、令和5年度に我々の消防団は大規模な再編成に踏み切り、必要とする団員の定数を見直しました。

災害現場では迅速かつ円滑な活動が必要とされ、団員数の減少に伴い対処が困難となることが憂慮されるところですが、災害に対する対処が損なわれることがないよう、町とも協力しながら組織力の強化に取り組んでおります。

まず、消防団が抱える装備品等の整理です。再編前の消防団では、老朽した小型ポンプや車両等が多数あり、維持管理に要する作業や経費の負担に苦慮しておりました。このため、分団長と協議を重ね町内の各分団に必要な人員を確保したうえで、分団の下部に組織されている部の管轄を再編成することで35部から18部へと大幅に数を減らし、併せて消防団が保有する小型ポンプや車両等を最小限に留め、老朽したものを処分することで、維持管理に係る消防団員の労力と維持管理経費の削減を図りました。

また、先述のとおり再編成に伴い消防団員の条例定数を506名から239名と大幅に削減するとともに、併せて消防団員の報酬額を地方交付税で手当てできる水準まで引き上げた結果、町が実質的に負担する経費は減少しました。

この報酬額を引き上げについては、消防団員の意欲の向上も目的としており、この引き上げに併せて、各団員への報酬の支給方法も変更し、さらなる待遇の改善を図りました。



消防新車両配備式(令和6年度)の様子

加えて、団員数の減に伴い、各分団の運営面において金銭的な不安もありました。そこで、各分団がこれまでどおり多様な取り組みが損なわれることがないよう町に要望したところ、分団交付金が新たに創設され、各分団に給付されることとなりました。

さらに、道路交通法の改正により、一定の若年層の団員は消防ポンプ車が運転できない現状があったことから、町が準中型免許の取得に要する経費を支援し、運転手の人材確保にも取り組んでいるところです。

再編成後の小型ポンプ・消防車両につきましては、整備後30年以上経過するものが多数残っておりました。災害現場にいち早く到着し、また円滑な消火作業にあたるためには、故障の心配も無く、また事故を未然に防ぐ安全性や迅速かつ的確な操作性に優れた装備品を整備する必要がありました。これを踏まえ、老朽した消防車両を年次的に更新し、円滑な活動が行える環境整備に取り組んでおります。中でも更新に大きな費用を要する消防ポンプ車につきましては、消防庁の無償貸与制度の活用により、導入を実現することができました。

ここまで述べたとおり、我々消防団は令和5年度の再編成を大きな契機として、消防団内部や各地域との合意形成を踏まえ、町の協力を得ながら、組織等のスリム化に取り組む一方で、団員の処遇の向上・改善、人材の確保、車両等の整備による災害現場での円滑な活動と安全性の確保に取り組むなど、人員が減ってもしっか

りと災害に対応できる少数精銳の消防団を目指して今後も取り組んで参ります。

最後に今後の消防団のあり方についてお話しします。まず、この春全国各地で発生した林野火災など、これまで経験したことがない災害等がどの地域でも発生することがあろうかと思います。そのような事態に備え、県や常備消防と連携し、鳥取県消防大会や研修会等を通じて知識や知見を深めていくとともに、各関係機関との連携のもとあらゆる想定での訓練を行い、反省点も踏まえながら装備品等も充実していく中で、対応できる力を培っていくことが重要と考えております。

また、あらゆる現場において迅速で円滑な対応を実現するには、何よりも消防団組織の団結が不可欠です。操法の練習や訓練、また定期的な機器の試運転を通じて団員相互の連携を深めていくとともに、式典や会議を通じて消防団員としての心構えや役割をしっかりと伝え、「自ら地域を守る」という自覚をもって活動する団員の育成に継続して取り組む必要があります。

さらに、消防団員を取り巻く環境は、刻一刻と変化しています。時代のニーズを捉え、乗り遅れることがないよう環境を整備していくとともに、団員が快く活動が行えるよう、地方自治体とも協力しながら必要な待遇の見直しにも取り組み、人材確保など組織をさらに強化していく中で、地域の安全を守る主役として消防団の役割をしっかりと果たして参りたいと考えております。

# 「山火事など世界災害」国際会議の開催

(公財)日本消防協会 会長 秋本敏文

令和7年7月2日、「山火事など世界災害」国際会議をニッショーホールで開催しました。この時期に国際会議を開催することは、新しい日本消防会館がおそらく世界唯一の総合的な消防センターであり、これを世界の消防関係者に知って頂くことも意味があるだろうと思い、昨年から計画していたのですが、今年に入って大船渡市などの山火事が連続しましたので、同じく山火事等の体験をしている諸外国の皆さんに、それぞれの状況を発表して頂き、意見交換をして頂くことには新たな意味が加わったと思われ、「山火事など世界災害」というテーマで国際会議を行うこととしました。

その会議の様子は、別の記事で詳細に報告しますので、ここではいくつかのポイントについて申し上げます。

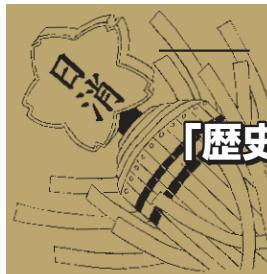
この会議の際の各発表であらためて承知したのですが、地球規模の環境変化のなかで、本当に大規模な山火事が世界各国で、日本国内で発生しています。そして、山火事の拡大が速くて、大規模化している傾向が見えています。ご存知のように、日本では現地の消防団の皆さんのが活動によって、大規模化する前に何とか鎮火させているケースもありますが、高温、乾燥、強風のもと拡大しているケースがあります。世界共通ですね。

その時に、各国共通に努力しておられるなと思われたのは、火災の状況等についての情報収集や消防隊員の活動指揮、さらに、生活圏域への延焼なども考慮された地域の皆さんの行動展開など、総合的な活動管理を重視しておられることが強く感じられました。

また、具体的な消火活動についても、各国それぞれ工夫してがんばっておられる様子がうかがえました。延焼拡大への対応として、空からの消火、山火事消火用飛行艇の活用が行われている例も見られます。実は、私は消防庁長官の時、ある国から山火事対策用飛行艇の売込みをかけられたことがあったのですが、運用など簡単ではないなど、その時は思ってお断りをしたことがあります。航空機の活用には、その管理、運行、具体的な消火活動、海水を利用する場合の考慮事項などいろいろと具体的な検討が必要でしょうね。

参加された各国の皆さんはそれぞれにご尽力なさっていますが、やはり、このような国際会議等を通して、情報交流をしながら、ひとつひとつ改善することの大切さを述べておられました。

新会館の日本消防防災情報センターなどは、このような面でも、日本消防発展のお役に立てるようにこれからもしたいと思います。



特別表彰「まとい」を受賞して

## 「歴史と伝統を繋ぐ消防団として」

長野県 川上村消防団 団長 由井 宏



### 1 はじめに

令和7年3月7日、東京都のニッショーホールで行われた第77回日本消防協会定例表彰において、消防団にとりまして最高の栄誉である特別表彰「まとい」を授与していただきました。全国2,200余りの消防団の中から、この栄ある表彰を受賞できたことは、川上村消防団の長い歴史と伝統を守り、日々努力された諸先輩方の功績はもとより、現団員の日頃からの活動を評価していただいたものと、この上ない喜びです。また、消防団員のみならず、これまで支えてこられたご家族や地域住民の皆さま方、関係機関のご尽力など、多くの皆さまのご理解の賜であり、深く感謝申し上げるところです。

### 2 川上村の紹介

川上村は、長野県の東南端に位置し、山梨県・埼玉県・群馬県の三県に隣接しその境界にそびえる秩父山系甲武信ヶ岳から湧き出る水は日本有数の河川の源流となり、埼玉県側で荒川、山梨県側で富士川、本村を流れる河川は千曲川となり下流で犀川と合流し、日本最長の河川信濃川となり日本海にそそがれます。

本村の集落地は標高1,000mを超える高所に位置しており、役場庁舎も標高1,185mに位置しており、日本で一番標高の高い役所として認知されています。

基幹産業としては、夏場、晴天日が多く少雨という内陸性気候と昼夜の寒暖差が大きい

という特性を活かして高原野菜栽培が盛んであり一大産地として知られています。また、レタスについては日本一の生産量を誇り、全国の市場に新鮮で高品質の商品を出荷しています。

本村は、高速道路を利用すると都内まで2時間程度の立地となっている事から、農家の皆さんには、早朝2時頃から畑に出て早ければ5時頃までに収穫を終え、都内のスーパーが開店する時には川上産の朝採り野菜が店頭に並べられるよう努力をしています。

### 3 川上村消防団の紹介

川上村消防団は警防団を経た昭和22年に消防団として設立され、現在1本部8分団で組織され、団員数は270名となっています。また、各分団からの選抜でラッパ隊も組織しており、式典等において吹奏披露をおこなっています。

消防自動車等の設備は、消防ポンプ車4台、普通積載車7台、タンク付き積載車1台、軽





四積載車3台を配備しています。その他にも、各分団に救助資機材や安全装備品を配備し、消火活動や水防活動、予防啓発活動にあたっています。

#### 4 川上村消防団の活動

川上村消防団では、火災や水害をはじめとするあらゆる災害から住民を守るために、訓練を通じて団員間の結束を高め、地域コミュニティの中心として地域防災活動にあたっています。

主な活動として、1月の出初式から始まり、冬季の乾燥期間には、火災予防の啓発運動を積極的におこない、地区の土手焼きなどの警戒、4月には村の総合訓練とポンプ操法大会を開催しました。令和7年度は、操法大会開催から50年の節目を迎え、歴代団長等を招待し記念大会として開催しました。その他にも、お祭りなどの火災警戒や、年末の深夜警戒など火災予防活動を積極的におこなうとともに、地元自治会と連携し用水路の管理・清掃をおこなうなど地域のインフラ管理にも積極的に参加しています。

また、消防操法技術の習得・向上に積極的に取り組み、平成28年度には第58回長野県消防ポンプ操法大会の小型ポンプ操法の部において初優勝し、長野県で開催された第25回



全国消防操法大会へ出場を果たし、準優勝を獲得しました。

団員確保については、少子・高齢化による人口減少のため団員減少を余儀なくされておりましたが、令和6年度よりOB団員を中心とした機能別団員制度を採り入れ、知識と経験を後輩達に伝えるとともに災害時の避難誘導や火災現場でのマンパワーとしての活躍を期待しているところです。

#### 5 終わりに

近年、大規模地震や台風による豪雨などにより予想を上回る災害が日本各地で発生しています。本村においての大規模災害としては、過去、昭和57・58年の台風被害に始まり、最近では令和元年東日本台風において被災しましたが、両台風とも河川が氾濫したにもかかわらず、人命を失うことはありませんでした。これも、消防団が中心となって、水防対策や避難誘導をおこなった結果だと先輩方から聞いております。また、本村は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、今後は震災対策に注力していく必要があります。その対策を検討するうえで、欠かせない組織として消防団があり、消防団がいることによって村民の方が安心して生活ができるよう、今後も誠心誠意歩んでいきたいと思います。



# 「質の高い消防団を 目指して」

群馬県 前橋市消防団 団長 堀越 徹也



## 1 前橋市の紹介

前橋市は明治25年の市制施行以来、群馬県の県都として県内の文化・産業経済をけん引する中心的な都市として発展してまいりました。平成21年には中核市へと移行し、令和4年には市制施行130年の節目を迎えました。

面積は311.59km<sup>2</sup>、人口は約32万8千人で(令和7年2月現在)、地勢は関東平野の北西端、群馬県の中南部に位置し、北部には日本百名山に数えられる赤城山がそびえ、北から南へ向かって緩やかな傾斜となっています。市の中央部から南部にかけては関東平野の平坦地が広がり、西部には利根川が流れ、水と緑と豊かな自然環境に恵まれています。

本市は北・西部が山々に囲まれていることから、年間降水量は比較的少なく内陸性の気候を帶びており、年間の気温の差は大きく、四季の変化に富んでいます。夏季は関東平野の南東風の流入により気温が高く、激しい雷が発生し、冬期は晴天が多く北西の乾燥した季節風が吹き、俗に「上州のからつ風」と呼ばれています。

## 2 前橋市消防団の紹介

前橋市消防団は1消防団、20分団、59部で構成され、条例定数は1,320人です。令和7年1月1日現在での実員は1,108名で、条例定数に対する充足率は83.9%となっています。

近年では、人口減少や少子高齢化を背景に消防団員の確保が困難になったこと

を受け、女性・学生の入団受入れを検討し、女性は平成24年、学生は平成27年から入団が始まりました。こうした取組みが実り、現在では女性団員が49名、学生団員は103名まで増加し、過去には地域防災力の向上に多大な貢献をしたとして、「総務大臣感謝状」を授与されました。

主な消防団装備については、車庫詰所64か所に対し、ポンプ車56台、タンク車3台、可搬ポンプ積載車9台の合計68台を所有し、山間部や市街地等の地域特性に応じた車両を配備しています。また、ウォータージャケット76着、救命胴衣359着、ボート3艇、チェーンソー59基等を保有し、有事に備えています。

今後も基礎的な装備に加えて、あらゆる災害に対応するためにも地域特有の専門的な装備の導入について検討していく必要があると考えています。

## 3 前橋市消防団の活動

災害へ迅速に対処するため、様々な火災現場を想定した、実践的な定期訓練を重ねるとともに、ポンプ運用訓練や車両操縦訓練、無線運用訓練、新入団員研修など、それぞれの階級に合わせた教養訓練を年間を通して計画的に行ってています。

各自治会の催しの警戒にも積極的に参加し、住民と身近に接する事により消防・防災を理解してもらえる貴重な組織として地域との連携にも力を入れております。

2か月に1回、全分団から副分団長以上の役員が出席する定例役員会議を開催



ポンプ操法大会

し、団本部の活動方針の周知や事務局から事務連絡を行うとともに、各分団からの提案などを議論し前橋市消防団としての意思統一を図っているところです。

また、近年では、消防団への入団促進はもとより、消防団を身近に感じてもらうことを目的とした広報活動にも力を入れており、担当役員や女性団員、学生団員を中心に市内の駅やショッピングモール、大学の学園祭、地域の催しなどに出向いて、パンフレットやグッズの配布を通じて消防団のPRを行っています。昨今、広報活動でさらに見逃せないのが、SNSの訴求力です。本市消防団では3年前から公式インスタグラムを開設し、活動の



新入団員研修会

様子を発信しており、大きな反響をいただいております。是非、「前橋市消防団」と検索していただき、公式ホームページやInstagramを見に来ていただけると幸いで

#### 4 おわりに

近年、自然災害が激甚化、頻発化する中、地域住民を守る我々消防団の役割は一層高まっております。

しかし、人口減少や少子高齢化、雇用形態の変化などが重なり、消防団を取り巻く環境は大きく変わり、団員一人ひとりにかかる負担は大きくなる一方です。本市消防団においても消防団員の減少や、高齢化などの問題を抱えており、消防団活動のさらなる理解促進を深めなければなりません。

地域防災の要である消防団活動を維持していくためには、団員の負担軽減を図り、消防団運営の見直しを図るとともに、魅力ある消防団となるような体制づくりが必要不可欠だと感じています。諸先輩方が築き上げた歴史ある消防団ならではの伝統を継承しつつも、時代の変化に応じた消防団運営を心掛け、先進的かつ積極的な取組みに注力していくべきと考えています。

今後においても団員が一丸となって地域住民の信頼と期待に応えるべく、質の高い消防団を目指して精進してまいります。



女性消防団員活性化とちぎ大会



## 「不死鳥福井」

福井県 福井市消防団 団長 加藤 英樹



### 1 福井市の紹介

福井市は、みどり豊かな福井平野の中心に位置し、一乗谷朝倉氏遺跡に代表される優れた歴史遺産を持ち、雄大な山なみや美しい日本海、清らかな三大河川（足羽川、九頭竜川、日野川）を擁し、県都として福井県の政治・経済・教育・文化・情報などの中枢機能が集積しています。

また、明治22年に市制が施行され、当時4万人足らずの人口は、今日では、25万人を超えております。

この間、昭和20年7月の福井空襲、23年6月の福井大震災などにより再度にわたって壊滅的な打撃を受け、更に水害等、幾多の災害に見舞われてきましたが、市民の「不屈の精神によって不死鳥」のようによみがえり、北陸の雄都として、発展を続けています。

### 2 福井市消防団の概要

昭和46年に常備消防が1市2町1村で構成する消防組合となったのに合わせて、昭和48年に消防団も消防組合内で1団制としました。

その後、平成7年に、4つの消防署の管轄区域に合わせ、地区団長制度を導入

し、定年を延長（副分団長以上70歳、部長以下65歳）しました。また、平成21年には、消防団組織の再編を行い、再編前の1団、43個分団から9個分団増え、1団、53個分団とし、小学校区毎に分団を設置、更に、これまで通し番号であった分団名称を、市民がわかりやすく、親しみやすいものにするため、数字から小学校区と同じ名称としました。この再編により、消防団員の条例定数も914名から1,011名（当時）に変更しております。

また、昭和59年には女性団員「ファイヤーエンジェルス」が発足し、マーチングカラーガード隊として福井市消防音楽隊とともに、消防関係の式典や区民体育祭等の各種イベントに出演し、火災予防のPRを行っています。

更に、平成29年には応急手当の普及啓発に特化した女性分団が発足、様々な団体の救急講習会に出向き、救急に関する普及啓発活動を行っています。平成30年にも同分団員を増員し、消防団員の条例定数も1,011名から現在の1,055名に変更しております。

### 3 福井市消防団の活動

#### 主な活動内容

月別	行 事	内 容
1月	消防出初式	木遣り行進、はしご乗り、一斉放水
	文化財防火訓練	消防訓練
4月	山林火災防ぎょ訓練	消防訓練
6月	市総合防災訓練	初期消火訓練指導等
7月	消防団巡回教養	通常点検、基本操法
	消防団長視閲	通常点検、規律訓練、ポンプ操法
	県消防操法大会	ポンプ車、小型ポンプ
11月	一般住宅防火訪問	1分団・・・約200戸
12月	歳末消防特別警戒	各分団本部で警戒待機(29日・30日)
通年	毎月1回以上の月例訓練	規律訓練、ポンプ操法

### 4 おわりに

福井市消防団は、今後とも団員が一丸となって、地域住民の信頼と期待に応えるべく、自治会・自主防災組織との一層の連携を深めるとともに組織の充実・強化を図って防災力を向上し、安全で安心なまちづくりに貢献して参ります。



女性分団



福井市消防音楽隊



出初式(幸橋放水)



# 「地域の絆！ 自分たちの町は 自分たちで守る！」

岐阜県 羽島市消防団 団長 大橋 秀明



## 1 羽島市の紹介

岐阜県羽島市は、岐阜県南西部に位置し、濃尾平野の一角を形成しています。市の面積は約53.66平方キロメートルで、人口は約67,000人です。羽島市は木曽川と長良川に囲まれた地域で、水運と農業が発展してきました。交通の要所としても重要で、名神高速道路や東海道新幹線が通っており、名古屋市や岐阜市へのアクセスが迅速です。市内には東海道新幹線岐阜羽島駅や主要な産業エリアがあり、観光スポットとしては、歴史的な神社や公園もあります。豊かな自然環境と利便性を兼ね備えた魅力的な都市です。

## 2 羽島市消防団の概要

羽島市消防団は、羽島郡南部1町9村が合併した羽島市誕生に伴い消防団10団、団員853人をもって発足しました。現在は、団員定員420人、1団本部、11分団に加え火災予防啓発消防団員、市職員消防団員で構成しています。また、令和5年4月



幹部研修

1日より大規模災害消防団員を発足させ、市民の安全を守る地域防災の要として活動しています。多岐にわたり地域の防災訓練や防火イベントにも積極的に参加し、地域住民との連携を深めています。このように羽島市消防団は、地域社会の安全と安心を支える非常に重要な存在です。

## 3 羽島市消防団の取り組み

近年、全国的に消防団員の減少と人材不足が課題となる中、羽島市消防団は多年にわたり再編を進めてきました。平成27年1月1日に条例改正により女性消防団員を15人増員（現在定員20人）、同年4月1日には市職員消防団員を40人増員（現在定員20人）しました。そして令和5年4月1日には、大規模災害対応のため機能別消防団員として大規模災害消防団員66人を新たに設置。羽島市消防団は、時代の変化を反映しつつ、更なる発展を目指しています。



幹部研修



消防団員募集イベント



パネルシアター

#### 4 今後の取り組み

羽島市消防団は、今後も地域の安全を守るために、さらなる進化と取り組みを目指します。消防団の役割として、災害対応力の向上に加え、地域住民との協力を強化し、共に防災意識を高める活動が重要です。定期的な訓練や防火イベントを通じて、防災知識の普及に努める一方、若い世代への消防団加入促進を図ります。これにより、多様な人材が参加し、活力ある組織運営が可能となります。また、最新の消防署とのタイアップにて、消防技術や必要に応じて装備の導入を進め、より迅速で効果的な対応を追求します。地域住民には「あなたの命を守るために、私たちがいます。」というメッセージを発信し、信頼と協力関係を築いていきます。

共に安全な未来を創るために、羽島市消防団は日々挑戦を続けます。

#### 5 終わりに

近年の災害頻発や異常気象により、私たちの生活環境はますます不安定さを増しています。そうした中で、地域の安全を守るためにには、消防団の活動の重要性がますます高まっています。皆様一人ひとりのご協力とご理解が、地域社会の防災力向上に不可欠です。引き続き、災害に対する備えを万全にし、地域全体で互いに支え合う社会を築いていきましょう。心強い地域の未来を共に創り上げるため、皆様の積極的な参加と努力をお願い申し上げます。



消防団車両貸与式



## シンフォニー（愛知県） 「女性団員の魅力を伝える 広報活動」

安城市消防団 団員 榊原 千恵子

安城市は、愛知県のほぼ中央に位置し、明治用水の豊かな水に育まれ「日本のデンマーク」と呼ばれ、農業先進都市として発展してきました。近年は自動車関連企業をはじめとする大企業が進出し、商業施設の開発も進み農・工・商業のバランスのとれた都市です。毎年8月には、日本三大七夕祭りのひとつ「安城七夕まつり」が開催され、多くの観光客が訪れます。

安城市消防団は、市内30分団と機能別団員で編成され、令和7年4月現在の団員数は458名であり、うち女性団員は22名（基本団員に6名、機能別団員に16名）年齢層は幅広く18歳から59歳であり、学業・仕事・家庭を両立しながら活動しています。

通常の火災出動をする基本分団に所属している女性団員は、男性団員と肩を並べ、火災出動や訓練など地域に根付いた活動をしています。

機能別団員は、大規模災害時の救助活動・被害情報収集などを目的とし、平常時は大規模災害時を想定した訓練から、保有する資機材の日常点検、各自のスキルアップ等を目的とした各グループ活動を男女の偏りなく行っています。

私を含む多くの機能別女性団員は広報グループに所属しています。広報グループの主な活動は様々なイベントでの啓発活動です。内容は団員募集から煙体験や水消火器の取り扱いなどの体験型啓発など様々であり、より良い啓発活動を目指しています。



小型ポンプ操法

して毎回内容の企画から準備を行っています。また広報活動の中で「いかに入団に繋げるか！」はどこの消防団でも大きな課題だと思います。当消防団ではQRコードを使用したアンケートを導入しその結果から、市民に消防団の詳しい活動内容が余り知られていないという事が判り、多くの方に活動を知ってもらうための「活動の見える化アイテム」として、今年1月から安城市消防団【公式】インスタグラムを開設し日頃から頑張っている団員の活動を発信し始めました。

また、当消防団女性消防隊は今年10月神奈川県横浜市で開催予定の全国女性消防操法大会に愛知県代表として出場いたします。現在は、女性消防団員一丸となって訓練に励む毎日ですがこの話が好機となり、市の広報誌にて「女性のあなたにもやれる事がある！」と女性消防団員をPRし、続いて女性団員の活動風景や楽しい雰囲気を載せた女性団員募集のポスターを作製、地元の安城シティマラソンやデンパーク駅伝にも女性消防隊として活動服姿で参加するなどPR活動に力を入れました。体を張ったPR活動が功を奏したの

か「広報誌を見て一緒にやりたい」、「詳しく話を聞きたい」、「楽しそう」と今年に入り8名の女性団員が新たに入団してくれました。

チームの合言葉は「笑顔で！」安城市消防団女性消防隊はいつも笑顔でいっぱいです！



女性消防団募集ポスター



安城シティマラソン



# 次世代の地域防災の要となる 若者世代へ向けた加入促進活動

山梨県 甲府市消防団

## 1 甲府市消防団の紹介

令和7年4月1日現在、甲府市消防団は、32分団、団員992名で構成され消防車両は、指揮車1台、消防ポンプ車26台、小型動力ポンプ積載車64台、資機材搬送車4台、水槽車1台を保有しており、毎年、消防ポンプ車1台、小型動力ポンプ積載車4台を最新型に更新整備し、消防力の強化を図っています。

## 2 消防団員確保への取組み

本市消防団では、団員確保の取組みとして、市の広報誌及びホームページや甲府市消防団公式Instagram(インスタグラム)などを通じてのPR、各種まつりやイベント、消防出初式、市内大学でのチラシの配布、防災関連冊子へ団員募集記事を掲載しております。また、女性

消防団員の加入促進を図るため、女性消防団員の意見を取り入れ「女性向け防災リーフレット」「広報用パネル」を作成し啓発活動で活用するなど消防団員の確保に努めています。

## 3 消防団加入促進モデル事業

近年の社会情勢の変化は、消防団の運営、活動等に様々な影響を及ぼしており、全国的に消防団員数の減少が続き、若者世代の団員の確保が課題となっております。

こうしたなか、令和5年度、本市消防団では、山梨県消防協会の消防団員確保事業である「確保対策モデル事業助成」を活用し日々地域防災の要として懸命に活動されている消防団の活躍を広く普及させるため「甲府市消防団PR動画」を作成いたしました。



女性消防団員意見交換会



#### 4 PR動画の作成について

消防団のPR動画の作成にあたっては、ターゲットを20代の若者を見据え消防団活動の魅力ややりがい、また、消防団を身近に感じてもらえるような構成が必要と考え、地元の山梨大学の学生が立ち上げた企業に、若者世代の目線で消防団のやりがいと魅力を発信できるPR動画の作成を依頼しました。そして、市の公式LINEやYouTube、市役所の大型ビジョンで放映するなど、広く市民に周知を図ったところあります。

#### 5 今後の展開

今後は、マスコミを通じたPRなどの他、作成したPR動画をどのように活用していくのか、活用方法等を検討する必要があると考えております。

#### 6 おわりに

本市消防団では、これからも地域に根ざした活動を行い、次世代の地域防災の要となる若者世代の消防団員や女性消防団員の確保に努め、甲府市民の安全・安心を確保するため、全力で取り組んで参ります。



PR動画 プレスリリース

# 令和7年度 共済事業交付車両について

(公財)日本消防協会 福祉部

## 1 主旨

(公財)日本消防協会は、約83万人の会員の福祉厚生と消防団活動の充実を図るとともに、地域住民の皆様が安心して防災活動に参加できるよう、各種の共済事業を実施しております。

この共済事業は、会員各位及び全国市町村並びに都道府県消防協会の深いご理解とご協力により、年々充実されてまいりました。

車両の交付は、本共済事業の一環として共済事業に功績が大きい消防団に対して行っており、地域の防災体制の強化に寄与させていただくものであります。

## 2 実施団体

- ・(公財)日本消防協会
- ・生活協同組合 全日本消防人共済会

## 3 交付車両

- ① 消防団防災学習・災害活動車Ⅱ(ワンボックス型 四輪駆動) 23台
- ② 消防団防災学習・災害活動車Ⅲ(軽バン型 四輪駆動) 24台

## 4 交付基準

令和7年1月の要望調査により、各都道府県消防協会から提出された要望書を基に交付します。

### ①消防団防災学習・災害活動車Ⅱ(ワンボックス型)

一般財団法人日本宝くじ協会からの助成事業であることを踏まえ、地域貢献性や広報活動に積極的な消防団等に対し交付します。

### ②消防団防災学習・災害活動車Ⅲ(軽バン型)

共済還元事業として、共済事業を積極的に推進し貢献している消防団等に対し交付します。



### 消防団防災学習・災害活動車Ⅱ (ワンボックス型)

ニッサンキャラバンGX／4WD／  
約2.4Lガソリン／10人乗り

### 消防団防災学習・災害活動車Ⅲ (軽バン型)

スズキエブリーPA／4WD／  
約0.6Lガソリン／4人乗り

※ベース車両に朱色塗装を施し、LED散光式警光灯などを装備します。



# 共済事業交付車両の活用事例

広島県 三原市消防団

(公財)日本消防協会では、日本宝くじ協会のご支援を得て、資機材を積載したワンボックスカー(消防団防災学習・災害活動車Ⅱ)を全国の消防団に交付しています。この車両は、防災訓練等への取組を支援するため、平時は地域住民、子供たち、事業所等の防災学習や防災指導用として活用し、災害時には緊急車両として人員・資機材等の搬送に活用できるものです。

全国の消防団の中から、今回は三原市消防団における交付車両の活用事例をご紹介します。

(財)日本消防協会 福祉部

## ① はじめに

三原市は瀬戸内海に面した広島県のほぼ中央部に位置し、約9万人が暮らす自然豊かな街です。かつては三菱や帝人などの企業城下町として栄え、現在は広島空港や山陽新幹線三原駅、三原港、山陽自動車道三原・久井インターを有する陸・海・空の交通拠点として発展しています。夏はにぎやかな「やっさ祭り」、冬は縁起物のダルマを販売する「神明市(しんめいいち)」が開かれるなど、年中活気のある街です。

## ② 三原市消防団の紹介

三原市消防団は「自らの地域は自らが守る」という郷土愛精神のもと、地域の安心・安全を守るために日夜活動しています。条例定数は1,250名、1本部7方面隊31分団で構成されています。

災害出動・各種訓練・点検はもちろんのこと、地域イベントでの警備、広報活動など地域に密着した消防団として活動しています。平成30年に発生した西日本豪雨災害では、市内で多数の土砂災害や浸水被害が発生する中、水防工法を実施し、住民の避難誘導、ゴムボートを用いての救助活動などを行いました。

全国的に消防団員の確保や時代に合わせた消防団運営が課題となっていますが、総務省消防庁が実施する「消防団の力向上モデル事業」を活用し、「教育指導専門員を中心とした魅力ある消防団創造大作戦」を本年度実施します。資機材整備やデジタル化、広報等を行い、消防団の活性化を図ります。

## ③ 交付車両の活用事例

### (1) 交付車両及び資機材を活用した「消防団フェスタ」を開催!

日時：令和7年3月2日(日) 13時30分から15時30分まで

場所：ショッピングセンター「フジグラン三原」

「消防団フェスタ」は、三原市消防団として初の試みで、市内の商業施設と連携して開催し、約500名の方に来場していただきました。

当日は、煙体験ハウスや応急手当体験、水消火器体験などの体験型ブースを回りながら防火・防災について学習するスタンプラリー、消防団への入団促進を兼ねた活動展示、消防団に関するイメージアンケート、火災予防展示、車両展示などを行いました。



体验型ブースを多く設けることで楽しみながら防火・防災について学べるようにし、スタンプラリーを行うことすべてのブースを回ってもらえるように工夫しました。

また、将来の地域防災を担う子供たちを対象にすることで、幼少年期から消防について関心を持ってもらうことができ、子供連れの家族に数多く来場していただくことができました。子育て世代に対して消防団の存在や活動を幅広くアピールできたと思われます。

#### (2) 救命講習・防火指導・イベントでの活用

三原市消防団では地域住民を対象に、交付車両及び資機材を活用して救命講習や防火指導を行っています。防災学習災害活動車に付属する資機材は、幅広い防火・防災学習を行うことができます。指導を行う団員からも「今までできなかった、幅広い指導をすることができる」などの声があります。

また地域住民の方からも、「煙体験などここでしかできない貴重な体験ができる」と好評をいただいています。

#### ④ 今後の活用について

平時はこれまで通り、地域住民への防火・防災学習等に活用し、災害現場では人員輸送や資機材搬送での活用を想定しています。令和7年1月に発生した林野火災では、消防団集結場所を入山口から離れた場所に設定したため、団員及び資機材を現場投入するのに苦労しました。交付車両はワンボックス型で広い荷室を有しているため、このような課題を解決してくれると思っています。

交付車両及び資機材が消防団の活動をより豊かにするとともに、地域住民の防火・防災学習に活用され、地域防災力が向上することを期待しています。



# 日本消防協会臨時理事会・定時評議員会、 全日本消防人共済会通常総代会を開催

(公財)日本消防協会 総務部／(生協)全日本消防人共済会

令和7年6月20日(金)日本消防会館において日本消防協会臨時理事会、定時評議員会及び全日本消防人共済会通常総代会を開催しました。

臨時理事会では、内閣府への書類の提出について審議を行い、決議されました。本年7月にニッショーホールで開催される「山火事など世界災害」国際会議や9月に開催される「地域総合防災力の発揮」大会、また10月に神奈川県で開催される第26回全国女性消防操法大会等、今後の開催計画が報告されました。



日本消防協会臨時理事会

続いて、定時評議員会が開催され、来賓として出席した池田達雄消防庁長官のあいさつがあり、議事に入りました。定時評議員会の議事では、令和6年度事業報告及び決算が承認されたほか、役員の辞任に伴い、補欠理事及び補欠監事の選任が行われるとともに、補欠評議員及び会計監査人の選任も行われました。

なお、臨時理事会及び定時評議員会において、市町村振興宝くじ(サマージャンボ)の販売促進について協議し、令和6年に完成した新日本消防会館の建設のみならず、従来から日本消防協会が実施する様々な事業についても、全国市町村振興協会から多額のご援助を頂いていることから、今年も消防関係者に販売促進への協力をお願いすることとしました。



日本消防協会定時評議員会

定時評議員会終了後、新役員による臨時理事会を開催し、新たに副会長が選定されました。また地震等防災対策委員会、福祉共済事業等運営委員会の委員の辞任に伴う委員の委嘱が行われたほか、5名の名誉会員の選任がなされました。

また、全日本消防人共済会通常総代会では、令和6年度事業報告、決算関連議案及び役員の選任についての承認がなされ、理事並びに監事、参与が選ばされました。

各会議に提出された議案は、以下のとおりであり、いずれも承認されました。



全日本消防人共済会通常総代会

## 1 日本消防協会定時理事会(書面による)令和7年6月5日(木)

### 議決事項

- 第1号議案 令和6年度事業報告の承認について
- 第2号議案 令和6年度決算の承認について
- 第3号議案 顧問の選任について
- 第4号議案 定時評議員会の開催について

## 2 日本消防協会臨時理事会(現理事及び現監事による)令和7年6月20日(金)

### 議決事項

- 第1号議案 内閣府への書類の提出について

### 協議事項等

- (1) 補欠監事及び会計監査人の選任に関する監事の同意について
- (2) 市町村振興宝くじ(サマーワンボ)の販売促進への協力について

### 諸般の報告

- (1) 今後の全国大会等の開催計画について
- (2) 第26回全国女性消防操法大会の実施について
- (3) 「山火事など世界災害」国際会議の開催について
- (4) 「地域総合防災力の発揮」大会の開催について
- (5) 防災推進国民大会2025の開催について
- (6) 国内各地の消防防災活動動画の提供について
- (7) 地域総合防災力のさらなる充実を(要望)

### 3 日本消防協会定時評議員会 令和7年6月20日(金)

#### 議決事項

- 第1号議案 令和6年度事業報告について
- 第2号議案 令和6年度決算の承認について  
監査報告
- 第3号議案 補欠理事及び補欠監事の選任について
- 第4号議案 補欠評議員の選任について
- 第5号議案 会計監査人の選任について

#### 理事会決議事項の報告

- (1) 内閣府への書類の提出について
- (2) 顧問の選任について

#### 協議事項等

- (1) 市町村振興宝くじ(スマーファンボ)の販売促進への協力について

#### 諸般の報告

- (1) 今後の全国大会等の開催計画について
- (2) 第26回全国女性消防操法大会の実施について
- (3) 「山火事など世界災害」国際会議の開催について
- (4) 「地域総合防災力の発揮」大会の開催について
- (5) 防災推進国民大会2025の開催について
- (6) 国内各地の消防防災活動動画の提供について
- (7) 地域総合防災力のさらなる充実を(要望)

### 4 日本消防協会臨時理事会(新体制による)令和7年6月20日(金)

#### 議決事項

- 第1号議案 副会長の選定について
- 第2号議案 日本消防協会地震等防災対策委員会及び  
日本消防協会福祉共済事業等運営委員会委員の委嘱について
- 第3号議案 名誉会員の選任について

### 5 全日本消防人共済会通常総代会 令和7年6月20日(金)

#### 議決事項

- 第1号議案 令和6年度事業及び決算認定について  
監査報告
- 第2号議案 令和6年度剩余金処分について
- 第3号議案 役員の選任について

#### 報告事項

- 退団退職組合員の火災共済継続利用の承認について

新たに選任された日本消防協会の役員等は次のとおりです。

### ●選任された顧問

氏名	現職	備考
瀧野 欣彌	一般財団法人 地方財務協会会長	再任 (現 日本消防協会顧問)

### ●役員

#### (1) 辞任した理事及び監事

役職名	氏名	地区名
理事	田辺 隆	東北地区(山形県)
同	松浦 嘉昭	中国地区(島根県)
同	小西 輝保	中国地区(山口県)
同	河野 良雄	四国地区(徳島県)
同	長尾 庄司	四国地区(香川県)
同	市原 泰	四国地区(高知県)
同	川上 清記	九州地区(長崎県)
同	北崎 秀一	学識経験者
監事	三浦 勉	九州地区(大分県)

#### (2) 選任された補欠理事候補者及び補欠監事候補者

役職名	氏名	主な経歴
理事	阿部 雅義	(一財)山形消防協会会长 山形市消防団団長
同	中嶋 政幸	(公財)鳥取県消防協会会长 岩美町消防団団長
同	山下 一郎	(公財)山口県消防協会会长 山口市消防団団長
同	笹 豊晴	(公財)徳島県消防協会会长 鳴門市消防団団長
同	小阪 正裕	(公財)香川県消防協会会长 丸亀市消防団団長
同	竹本 範雄	(公財)高知県消防協会会长 いの町消防団団長
同	三浦 勉	(一財)大分県消防協会会长 豊後大野市消防団団長
同	三輪 和夫	(一財)地方自治研究機構 理事長
監事	久高 清美	(公財)沖縄県消防協会会长 沖縄市消防団団長

※三輪和夫氏の就任日は令和7年6月27日とする。

※任期は、令和8年6月の定時評議員会の終結の時までとする。

(3) 辞任した評議員

氏名	都道府県名
鈴木 安則	宮城県
阿部 雅義	山形県
小川 時雄	新潟県
星 雅彰	新潟県
持田 弘二	神奈川県
金久保 繁	埼玉県
今井 一文	群馬県
芝岸 弘	千葉県

氏名	都道府県名
根本 幹士	茨城県
松本 茂	栃木県
西川 三郎	富山県
山川 良樹	三重県
櫻井 利文	奈良県
河本 定幸	鳥取県
中嶋 政幸	鳥取県
西 右介	岡山県

氏名	都道府県名
山下 一郎	山口県
笛 豊晴	徳島県
小阪 正裕	香川県
安東 健治	大分県
山本 一樹	熊本県
宮川 章	熊本県
吉田 公美	熊本県
久高 清美	沖縄県

※この他、福島県は欠員1名。

(4) 選任された補欠評議員

氏名	主な経歴
菊池 賢一	(公財)宮城県消防協会副会長 気仙沼市消防団団長
横瀬 徳雄	(一財)山形県消防協会副会長 真室川町消防団団長
芳賀 徳章	(公財)福島県消防協会副会長 会津若松市消防団団長
渡部 直人	(公財)新潟県消防協会副会長 新潟市消防団団長
笛原 忠司	(公財)新潟県消防協会副会長 上越市消防団団長
村上 健二	(公財)神奈川県消防協会副会長 川崎市川崎消防団団長
高橋 光晴	(公財)埼玉県消防協会副会長 上里町消防団団長
田邊 明宏	(公財)群馬県消防協会副会長 片品村消防団団長
吉野 隆志	(公財)千葉県消防協会副会長 館山市消防団団長
小野 國光	(公財)茨城県消防協会副会長 北茨城市消防団団長
倉井 茂樹	(公財)栃木県消防協会副会長 下野市消防団団長
吉本 政博	(公財)富山県消防協会副会長 上市町消防団団長
杉本 佳也	三重県消防協会副会長 伊賀市消防団団長

氏名	主な経歴
田中 孝明	(公財)奈良県消防協会副会長 葛城市消防団団長
杉尾 繁樹	(公財)鳥取県消防協会副会長 米子市消防団団長
松浦 嘉昭	(公財)島根県消防協会会長 松江市消防団団長
吉村 薫	(一財)岡山県消防協会業務執行理事 新見市消防団団長
志賀 光法	(公財)山口県消防協会副会長 宇部市消防団団長
中川 満雄	(公財)徳島県消防協会副会長 阿南市消防団団長
大森 幸夫	(公財)香川県消防協会副会長 高松市消防団団長
川上 清記	(公財)長崎県消防協会会長 雲仙市消防団団長
西山 哲彰	(一財)大分県消防協会副会長 竹田市消防団団長
高日 龍治	(一財)熊本県消防協会会長 阿蘇市消防団団長
中口 優	(一財)熊本県消防協会副会長 熊本市消防団団長
田中 浩介	(一財)熊本県消防協会副会長 天草市消防団団長

※任期は、令和8年6月の定時評議員会の終結の時までとする。

(5) 辞任した副会長

氏名	備考
松浦 嘉昭	中国地区(島根県)
河野 良雄	四国地区(徳島県)
川上 清記	九州地区(長崎県)

## (6) 選定された副会長

氏名	主な経歴	備考
中嶋 政幸	(公財)鳥取県消防協会会长 岩美町消防団団長	中国地区推薦
篠 豊晴	(公財)徳島県消防協会会长 鳴門市消防団団長	四国地区推薦
高橋 昌久	(公財)宮崎県消防協会会长 宮崎市消防団団長	九州地区推薦

## ●委嘱された委員

氏名	委員会	備考
小阪 正裕	日本消防協会地震等防災対策委員会	香川県消防協会会长
篠 豊晴	日本消防協会福祉共済事業等運営委員会	徳島県消防協会会长

## ●選任された名誉会員

氏名	都道府県	氏名	都道府県
西川 三郎	富山県	長尾 庄司	香川県
小西 輝保	山口県	山本 一樹	熊本県
河野 良雄	徳島県		

## ●今後の全国大会等の開催計画

	全国消防操法大会	全国女性消防団員活性化大会	【参考】 全国少年消防クラブ 交流大会
令和7年度	第26回 全国女性消防操法大会 日程：10月28日(火) 場所：横浜赤レンガ倉庫 イベント広場	第30回大会 長崎県 日程：11月13日(木) 場所：出島メッセ長崎	日程：9月13日(土)～14日(日) 場所：リーガロイヤルホテル広島 ：広島県立総合体育館の武道館
令和8年度	第31回 全国消防操法大会 日程：未定 場所：未定	第31回大会 北海道 日程：9月25日(金) 場所：札幌コンベンションセンター	未定
令和9年度	第27回 全国女性消防操法大会 日程：未定 場所：未定	第32回大会 兵庫県 日程：調整中 場所：調整中	未定
令和10年度	第32回 全国消防操法大会 日程：未定 場所：未定	第33回大会 中国ブロック 日程：調整中 場所：調整中	未定

# 第26回全国女性消防操法大会指導員研修会を開催

(公財)日本消防協会 業務部

令和7年6月26日(木)・27日(金)の2日間、東京臨海広域防災公園において、第26回全国女性消防操法大会指導員研修会を開催しました。

この指導員研修会は、訓練礼式に精通し、かつ、消防操法の指導に経験豊富な操法指導適任者(各都道府県の代表1名)を対象に、第26回全国女性消防操法大会の操法実施要領の統一を期すため実施いたしました。また、第25回全国女性消防操法大会で優勝した熊本県八代市本部女性消防隊の皆様に展示隊として御協力をいただきました。



総務省消防庁 国民保護・防災部防災課  
本島消防団専門官 挨拶



八代市本部女性消防隊の展示による実技研修



八代市本部女性消防隊の展示による実技研修



質疑応答の様子

# CTIF代表者会議・セミナーに出席して

(公財)日本消防協会 業務部 業務課長 西瀧 勲



6月12日(木)、ブルガリア共和国の首都ソフィアでCTIF代表者会議(年次総会)が開催され、前日の11日(水)にはCTIFセミナーが行われました。日本からは、セミナーに当協会国際部の福地寛国際課長と私とが出席し、代表者会議から当協会の秋本敏文会長が合流しました。

CTIF(国際消防救助協会)は、1900年にパリで設立された消防・救助に関する国際的なネットワーク組織で、ヨーロッパを中心に41か国の消防協会等が正式に加盟しています。主な活動としては、年1回の代表者会議をはじめとしてシンポジウムや国際競技会を開催するほか、合計で15の委員会とワーキンググループが設置され、様々な課題について議論、情報交換等が行われています。日本消防協会は、2012年のスロバキア代表者会議で正式に加盟しました。当協会では、代表者会議・委員会(CTIF女性消防委員会会議)・ワーキンググループへの参加のほか、2年に1回開催される青少年消防オリンピック(国際青少年消防隊競技会)に出席しています。

CTIFセミナーでは、「山火事管理：対応、予防及びコミュニティのレジリエンス」と「世界中の消防スポーツ」をテーマに各国から発表が行われ、23か国から80名が参加しました。

CTIFの副総裁でNFPA(全米防火協会)のオットー・ドロズド氏は、山林と都市とが隣接(WUI: Wildland-Urban Interface)する火災を念頭に、山火事が発生すると多くの家が被害を受け、対応、復旧、再建により多くの費用がかかることから、ゾーニングによる自宅へ延焼しないための取組やコミュニティづくりなど、包括的な山火事対策について紹介を行いました。

続いて、ロサンゼルス郡消防局のアンソニー・マローネ局長から、本年1月にアメリカのカリフォルニア州ロサンゼルスで発生した大規模な山火事について報告が行われました。迫力のある映像資料のほか、投じた人員や資器材の規模、重要な意思決定、そして航空機による空中消火活動等について紹介がありました。また、消防隊員の健康上の課題についても取り上げられました。この一連の山火事の「パリセーズ火災」と「イートン火災」とで消火活動に従事した消防隊員20名を医学的に評価したところ、通常の山火事に従事する者と比べて血液中の鉛や水銀といった重金属のレベルが高かったとのことです。都市部においては、電気自動車、リチウムイオン電池、鉛塗料、アスベストを使用した古い建物といった物質が燃え、有害物質の吸入や皮膚からの吸収が発生します。報告では、「消防隊員は心理的な課題にも直面した」、「呼吸保護具の必要性を示した」とされました。この報告を、私も消防に携わる者の一人として非常に興味深く聴きました。我が国でも、火災現場で発生する有害物質の危険性に関する検証や「火災除染」の取組が一部消防本部で進められています。しかしながら、消火活動中における消防職団員の有害物質からの防護、活動後における個人装備品の除染等に組織を挙げて取り組んでいる消防本部はまだ少数であり、我が国における消防職団員の健康被害防止に向けた取組は、まだ道半ばであると言えます。日本でも、こうした海外での事例などを参考に、消防職団員に健康被害が出ないための対策を考えいかなければならぬと感じました。

山火事に関するセッションでは、このほかフランス、ギリシャ、チリ等から発表があり、日本からは当協会国際部の福地寛国際課長が、令和7年2月26日に岩手県大船渡市において発生した山火事(林野火災)についてプレゼンテーションを行いました。山火事の概要や活動状況に先立ち、



会場の様子



福地国際課長によるプレゼンテーション

我が国の消防の概要についての説明を行いましたが、義勇消防としての消防団員が74万人余りいることや常備消防で18,000人以上の職員数を抱え、かつ8機の消防ヘリコプターを運用する消防本部が存在すること、そして緊急消防援助隊という全国的な消防の応援体制があることに驚く声が聞かれました。発表後、福地課長のところには「とても良いプレゼンテーションだった」、「日本の消防の体制は非常に興味深い」と各国の参加者が次々に話をしに来っていました。

セミナー終盤の「世界中の消防スポーツ」のセッションでは、ブルガリアから、本年、ドルナ・バニヤで開催される「第1回ヨーロッパ消防スポーツ選手権」のプレビューが行われました。

日付が変わり、代表者会議から当協会の秋本敏文会長が合流しました。CTIF総裁や事務総長が活動報告をした後、会計担当及び監査担当からそれぞれ報告が行われ、議決により2026年度の予算が承認されました。各CTIF副総裁からは、それぞれ委員会の活動状況や副総裁の再選候補によるプレゼンテーションが行われ、候補者の再選が承認されました。ランチブレイクの後、当協会の秋本敏文会長が会場で各国代表に向けた挨拶をし、前回の代表者会議の時点では建築中であった新しい「日本消防会館」の完成等について報告を行いました。



秋本日本消防協会会長による挨拶



CTIF総裁・副総裁と

おわりに、我が国では平成以降で最大規模となる焼損面積を出した岩手県大船渡市をはじめとして、今年は山火事が頻発しましたが、世界各国共通の課題について意見や知見を交換するこのような機会は極めて重要です。当協会では、引き続きCTIFへの参画や消防に関する各国共通の課題について国際会議を開催するなどし、各国との連携を深めてまいります。そして、私自身も今回の貴重な経験を活かし、日本の消防がより発展するよう努力し続けていきたいと決意を新たにしたところです。



米ロサンゼルス郡消防局長と

# 消防団員・消防職員等のための各種共済事業について

(公財)日本消防協会・(生協)全日本消防人共済会

(公財)日本消防協会、(生協)全日本消防人共済会では、消防団員、消防職員等のための以下のようない共済事業を行っております。

- I 消防団員等福祉共済
- II 消防個人年金
- III 女性防火クラブ員等福祉共済
- IV 防火防災訓練災害補償等共済
- V 火災共済

## I 消防団員等福祉共済

### 1 消防団員等福祉共済の概要

この消防団員等福祉共済(以下「福祉共済」といいます。)は昭和44年7月に消防団員福祉共済制度として発足し、今日まで名実ともに全国の消防団員等の相互扶助による共済制度として、特に消防団においては、ほとんどの団員が加入し、多くの実績を上げてまいりました。

この福祉共済は、地域の安全安心を担っている全国の消防団員等を対象に、非常に低廉な掛金で、加入者が死亡し又は傷害を受けた場合や入院時に給付を行い、さらに死亡又は障害を受けた場合が公務による場合は、弔慰金等の手厚い給付を行うなどしております。

また、加入者の健康増進事業や殉職消防団員等の慰靈祭の開催など幅広い福祉増進事業を実施するなど消防団員等の福祉厚生等を図ることにより、消防活動の強化、地域防災の向上等を図り、もって国民生活の安全、社会公共の福祉の増進に貢献してま

いりました。

なお、平成26年4月1日からは特定保険業として、総務大臣の認可を得て、運営を行っているところであります。

### 2 福祉共済の大きな特色

福祉共済の大きな特色は次のとおりです。

- ① 1人あたり年額一律3,000円と、非常に低廉な掛金です。(以下6のとおり)
- ② 公務による死亡や重度障害には、弔慰金等を、さらに、その職務の執行状況に応じて弔慰金等を付加するなど、手厚い給付を行っております。(以下4のとおり)
- ③ 公務外での死亡、障害、入院についても給付を行っております。(以下4のとおり)
- ④ 加入者の健康増進事業や殉職消防団員等の慰靈祭の開催、消防資器材の交付等の加入促進事業などを実施しております。(以下9のとおり)

### 3 福祉共済の加入状況

令和6年度は、ほとんどの消防団員と一部の消防職員等をあわせて723,317名の皆様にご加入いただいております。ただ、現状では未加入や個人加入となっている消防団もおられるという状況です。この福祉共済は、前記2のような大きな特色をもつ充実した共済となっておりますので、未加入の団体にあっては是非ご加入を検討してい

ただくとともに個人加入の団体はより多くの方に加入いただきますよう市区町村ご当局を始め、関係各位のより一層のご支援ご協力をお願いいたします。

区分	令和6年度
消防団員	716,005人
消防職員等	7,312人
計	723,317人

#### 4 福祉共済の給付内容

加入者が死亡した場合、又は事故により負傷し、若しくは疾病にかかり治ったときに障害の等級の状態に該当した場合、また、加入者が事故又は疾病により入院した場合など、次のとおり共済金を支給します。

( )内は令和6年度実績

(1)弔慰金、重度障害見舞金(実績なし)、弔慰救済金、見舞金(実績なし)

(2件 28,000千円)

加入者が公務により死亡又は重度障害の状態になった場合、弔慰金又は重度障害見舞金として2,300万円を支給します。さらに、その職務の執行状況に応じて、弔慰救済金又は見舞金を付加して支給します。

(2)遺族援護金 (699件 696,986千円)

加入者が事故又は疾病により死亡した場合には、遺族援護金として100万円を支給します。

(3)生活援護金 (48件 46,787千円)

加入者が事故又は疾病により重度の障害の状態となった場合には、生活援護金として100万円を支給します。

(4)障害見舞金 (156件 32,090千円)

加入者が事故又は疾病を原因として障害の状態になった場合には、その障害の状態の程度に応じて6万円以上50万円以下の範囲において、障害見舞金を支給します。

(5)入院見舞金 (4,659件 196,719千円)  
加入者が事故又は疾病の如何を問わず、7日以上入院した場合に、加入年度ごとに入院期間120日を限度として、1日につき1,500円の入院見舞金を支給します。

(6)保育援護金 (実績なし)  
加入者が公務により死亡し、又は重度障害の状態となった場合において、その加入者に未就学の被扶養者がいるときは、保育援護金として被扶養者1人につき25万円を支給します。

#### 5 加入資格者

(1)加入資格者

福祉共済への加入資格者は、年齢80歳6か月未満の消防団員、消防職員等で加入日の前日において健康である者。ただし、継続加入(更新)の場合は健康状態を問わないものとしています。

(2)加入手続き

加入手続きを希望する消防団、消防本部又は自主防災隊等は、所属毎に加入者を取りまとめ、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、各都道府県消防協会へ提出してください。

#### 6 共済掛金等

(1)共済掛金

加入者1人あたり年額3,000円です。

(2)共済期間

毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年毎に更新することとしています。なお、年度途中から加入することができますが、できるだけ年度当初の加入をお願いしているところです。

(3)掛金の払込

加入月ごとに都道府県消防協会が定めた日までに所定の書類を添えて都道府県消防協会へ掛金を送金してください。

## 7 共済金の請求と支払い

共済金の支払事由が生じたときは、所定の消防団員等福祉共済共済金支払請求書を作成し、必要書類を添え、都道府県消防協会を経由して日本消防協会（福祉部）へ提出してください。当協会では、提出された共済金支払請求書を審査し、支払額を決定後、都道府県消防協会及び市区町村消防団事務担当課を経由して受取人に共済金が支払われます。

## 8 請求の時效

共済金を請求する権利は、これらを行使できる時から3年間行使しないときは消滅し、お支払いができなくなりますのでご注意ください。

## 9 福祉増進事業

本共済は、加入者の福祉の増進とこの共済の健全な運営を図るため次のような福祉増進事業を行っています。

- (1) 加入者の健康増進及び公務による事故の防止に資する事業
  - ・季刊紙「いきいき消防」を発行し、全国の消防団等へ配布
- (2) 消防団の大規模災害活動に対する支援事業
  - ・長時間にわたり災害活動を行った消防団に支援金を交付
- (3) 殉職消防団員等の慰霊祭の事業
  - ・全国消防殉職者慰霊祭の挙行
- (4) 消防資機材の交付その他この制度への加入促進と維持発展を図るために効果的と認められる事業
  - ・車両交付事業
  - ・消防団活動事例集の作成
  - ・消防団応援の店事業
- (5) 都道府県消防協会が行う事業に対する助成

- ・都道府県消防操法大会
- ・都道府県消防協会慰霊祭
- ・消防団員研修等事業（消防大会等）など

日本消防協会 福祉部

電話 03-6263-9746（直通）

## II 消防個人年金

～消防団員、消防職員だからこそ加入できる積立年金制度です。未加入の方はぜひご検討ください～

消防個人年金は、自助努力による財産形成や老後生活資金を準備するための、公的年金の補完を目的とした制度であり、日本消防協会を契約者として運営する団体年金保険です。加入できるのは消防団員、消防職員、都道府県の消防協会および日本消防協会の役職員に限定されており、掛金払込期間中に積立てを行い、掛金払込満了時または中途脱退時に給付金を受け取ることができる制度です。

この制度は、将来の生活設計の一助だけでなく、税制上の優遇、積立てとしても魅力あるものになっております。詳しくはパンフレットでご案内しておりますので日本消防協会ホームページをご覧ください。

なお、皆様に消防個人年金を知っていただけるよう日本消防協会から講師を派遣して年金制度説明会（30分から1時間程度）を開催しています。消防団員・消防職員の皆様が集まる機会がありましたら、都道府県の消防協会経由でご連絡ください。

日本消防協会 年金共済部

消防個人年金専用

フリーダイヤル 0120-658-494

（平日 9時から17時）

## 1 加入状況

令和6年度末で約11,100人が加入されており、約10,600人が年金を受け取られています。

## 2 消防個人年金の特長

- (1) 最長70歳まで積立てが可能な、公的年金の補完ができる制度です。
- (2) 令和7年度の予定利率は、1.25%で、前年度の運用実績によってさらに配当金がつきます。令和6年度の運用実績は0.05%で、予定利率と合計して1.3%で積み立てられています。
- (3) 掛金の払込方法は、半年払に加え、月払や月払・半年払の併用とし、それぞれ最低1万円から加入できます。  
また、加入時・加入期間中にまとまった資金を払い込める一時払制度もあります。
- (4) 掛金は、税制上の優遇を受けることができます。消防個人年金では、「税制適格コース」と「自由選択コース」の2つをご用意しており、「税制適格コース」は、個人年金保険料控除の対象になり、「自由選択コース」は、一般生命保険料控除の対象になります。
- (5) 消防団退団後・消防職退職後も継続できます。

## 3 加入資格要件

- (1) 自由選択コース

加入日現在満15歳以上満69歳未満の方

- (2) 税制適格コース

加入日現在満15歳以上満60歳未満の方

## 4 加入日と加入申込書の提出

- (1) 新規加入

掛金の種類	増額日(増口)	申込書提出期間
月払	毎月1日の年12回	増額月の3か月前の月末まで
半年払	1月1日及び7月1日の2回	1月1日増額の場合は5月1日～10月31日 7月1日増額の場合は11月1日～4月30日
一時払		

- (2) 増額(増口)

掛金の種類	加入日	申込書提出期間
月払	毎月1日の年12回	加入月の3か月前の月末まで
月払+一時払		
半年払	1月1日	1月1日増額の場合は5月1日～10月31日
半年払+一時払	7月1日の2回	7月1日増額の場合は11月1日～4月30日

申込書提出期間内に当協会までお送りください。なお、新規加入の場合は消防事務担当者等による加入資格証明印が押印されたものをお送りください。

## 5 掛金の払込と加入口数

- (1) 月払：1口1,000円で10口1万円(ゆうちょ銀行の口座からの振替の場合は5口5,000円)から200口20万円まで加入できます。
- (2) 半年払：1口1,000円で10口1万円から1,000口100万円まで設定可能です。
- (3) 月払半年払併用払：それぞれ(1)及び(2)に同じになります。
- (4) 一時払：(1)～(3)のいずれかに加入されている場合、1口1万円で10口10万円から1,000口1,000万円まで払込むことができます。
- (5) 掛金の払込期間  
◎自由選択コース

満64歳未満で加入の場合は満65歳に達した月の末日まで、満64歳以上で加入の場合は満70歳に達した月の末日まで

#### ◎税制適格コース

満55歳未満で加入の場合は満65歳に達した月の末日まで、満55歳以上で加入の場合は満70歳に達した月の末日まで

- (6) 掛金の納付は口座からの自動振替になります。

## 6 給付について

- (1) 年金の給付は、満65歳又は70歳を迎えた翌月1日に年金受給権を取得し、取得後最初の支給月(3、6、9、12月)から年金が支給されます。
- (2) 積立金(年金原資)の受け取りには、10年間に限定して受給する10年確定年金、15年間に限定して受給する15年確定年金、終身で受給する10年保証期間付終身年金、満了時に積立金を一括で受け取る一時金があります。いずれも払込満了時にご選択いただけます。
- (3) 掛金払込期間中に加入者様がお亡くなりになった場合には、積立額に月払と半年払のそれぞれ1回分の掛金を上乗せしてご遺族にお支払いいたします。
- (4) 中途脱退はいつでも可能です。その時点での積立額を加入者様にお支いいたします。また、加入期間など一定の条件を満たせば、中途で脱退されても年金での受け取りが可能です。

## III 女性防火クラブ員等福祉共済

この共済制度は、消防団員の方に対する共済制度はありましたが、女性消防隊員等を対象とした保障制度は何もないことから、安心して防災活動ができるようにするために平成4年に発足しこれまで多くの実績を上げてきました。

## 1 加入状況

令和6年度は、8,293名の方に加入いただきました。今後とも多くの皆様に加入いただけますように、女性防火クラブ員・婦人防火クラブ員等の皆様への加入の案内のご協力をお願いします。

なお、女性防火クラブ員、婦人防火クラブ員等の皆様が集まる機会、説明会に伺わせていただきますので、都道府県の消防協会経由でご連絡ください。

日本消防協会 年金共済部

電話 03-6263-9758(直通)

## 2 対象となる活動等

- (1) 防災活動中とはクラブ員、消防隊員としての活動(クラブ・隊の規約に明記されている活動のことをいいます)。
- (2) その防災活動中の事故により傷害を受けた場合に、共済金が支払われます。
- (3) さらに、防災活動中ではなくても、普段の病気による死亡・入院の場合にも共済金が支払われます。

## 3 制度の5つの特典

- (1) 少ない掛金(年額800円)で保障範囲がワイドで中途加入も可能です。  
加入できるのは4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日の年4回で、掛金は、800円、600円、400円、200円と加入月によって変わります。
- (2) 年齢に関係なく掛金は、同じです。
- (3) 中途加入の場合でも、保障は全て満額です。なお、保障期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとなります(途中加入の場合は、加入日から次の3月31日まで)。
- (4) 手続きが簡単です。  
加入方法は、個人又は隊若しくはクラブ等ごとに、所定の申込書に加入者の氏

名を連記し、掛金を添えて市町村（消防本部）担当者に申し込むだけです。

(5) 加入日現在にて年齢満76歳未満で、健康であれば、無診査で加入できます。

なお、健康というのは、防災活動の遂行に支障がない状態をいいます。

#### 4 共済金の給付の種類と支給額

(1)弔慰金又は重度障害見舞金

ア 災害発生時等の防災活動に従事中の事故により、死亡又は重度障害状態となった場合 500万円

イ 防災活動（アの防災活動を除く）に従事中の事故により、死亡又は重度障害状態となった場合 300万円

ウ 上記以外の事由で死亡又は重度障害状態となった場合 30万円

(2)障害見舞金

障害の程度（3級～14級に分かれます。）により25万円～3万円が支給されます。

(3)入院見舞金

防災活動中の事故又は疾病が直接の原因による入院の場合は10日以上120日まで、それ以外の事由の場合は20日以上120日まで、1日当たり600円が支給されます。

#### 5 共済金の請求方法

(1)市町村（消防本部）等の担当者へ連絡をし、共済金の請求書を貰うか、当協会のホームページからダウンロードして印刷し、医師になるべく詳しく症状及び処置内容等を記入してもらいます（症状及び経過（処置内容）がはっきり明記されていないと適正に審査をすることができないために、障害見舞金等が支給されないなどの不都合が発生する恐れがあります）。

(2)請求書を市町村（消防本部）等の担当者へ提出し、その後担当者等において必要

な事務処理後、各都道府県消防協会へ送付し、その後当協会へ請求書が送付されます。

(3)審査終了後、共済金は各都道府県消防協会を通じて市町村（消防本部）等から本人へ送金されます。

### IV 防火防災訓練災害補償等共済

#### 1 防火防災訓練の必要性と制度の目的

火災、地震等による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進するとともに、地域住民の一人ひとりが、防災活動に對して積極的に参加し、協力して地域ぐるみで防災対策に当たることが大切です。

特に、大規模な災害が発生した場合には、消防機関等による災害活動と相まって、住民の自主的な防災活動、すなわち、住民自ら初期消火、救出、救護、避難等の活動を行わなければなりません。

このような防災活動が効果的に行われるためには、地域ごとに、日ごろから防災知識の普及活動や、災害を想定した防災訓練を積み重ねておくことが必要です。

この共済制度は、市町村等が防火防災訓練で発生した事故に対して支払う損害賠償及び災害補償について当協会がてん補金を支払うなどにより、防火防災訓練災害補償等の的確な実施を図ることを目的として創設されました。

#### 2 てん補対象となる防火防災訓練

加入市町村等が、防火防災訓練で発生した不慮の事故による被害者に対し責任を持って補償する訓練がこの共済制度のてん補対象です。

てん補対象となる訓練は次のとおりです。

(1)市町村等及び消防機関が主催した防火防災訓練で、住民を対象としたもの。

- (2) 地域内の自主防災組織(女性防火クラブ・幼少年消防クラブ等も含む。)主催の防火防災訓練で、事前に市町村等又は消防機関へ訓練計画書を提出して市町村等又は消防機関が認めたもの。
- (3) 地域内の町内会や女性協議会、青年団等が主催する防火防災訓練で、事前に市町村等又は消防機関へ訓練計画書を提出して市町村等又は消防機関が認めたもの。

### 3 てん補の種類とてん補額

てん補には大きく「損害賠償」と「災害補償」があります。

#### (1) 損害賠償に対するてん補

市町村等に法律上の賠償責任がある事故に対して、「損害賠償死亡一時金」又は「損害賠償傷害一時金」をてん補します。

##### ア 損害賠償死亡一時金

補償等対象者が事故によって死亡した場合は、市町村等が負う法律上の損害賠償責任額(当該事故につき自動車損害賠償保障保険金が支払われるべき場合は、その支払われるべき保険金額を控除した残額)を1人当たり5,000万円を限度としててん補します。

##### イ 損害賠償傷害一時金

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより約款に定める障害が生じた場合は、市町村等が負う法律上の損害賠償責任額(当該事故につき自動車損害賠償保障保険金が支払われるべき場合は、その支払われるべき保険金額を控除した残額)を1人当たり障害の程度により、5,000万円～500万円を限度としててん補します。

#### (2) 災害補償

市町村等又は防災訓練主催者側に法律上の賠償責任は発生しないが、市町村等がその訓練において発生した事故による

被害者に対し責任をもって補償をする場合にてん補します。

##### ア 災害補償死亡一時金

補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより事故の日から180日以内に死亡し、市町村等が補償を行う場合は、1人当たり700万円を限度としててん補します。

##### イ 災害補償後遺障害一時金

補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより治癒後180日以内でかつ、1年6か月以内において、約款に定める障害の等級第1級から第14級の状態の後遺障害が生じ市町村等が補償を行うときは、その後遺障害の等級に応じ700万円～70万円を限度としててん補します。

##### ウ 入院療養補償

補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため病院等に入院し、市町村等が補償を行う場合は、3,500円に入院日数(その日数が90日を超えるときは90日)を乗じて得た金額をてん補します。

##### エ 通院療養補償

補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に1週間以上通院し市町村等が補償を行う場合は、事故発生の日から起算して90日以内の通院について、2,500円に実通院日数を乗じて得た金額をてん補します。

なお、入院療養補償と通院療養補償の両方についててん補する必要のある場合は、入院療養補償の最高限度額を限度とします。

##### オ 休業補償

補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより就業ができず、市町村

等が補償を行うときは、3,000円に休業日数を乗じて得た金額を、90日を限度としててん補します。

#### 4 掛金の算出

- (1) 損害賠償と災害補償の両方契約の場合  
1円×最新の国勢調査人口=掛金  
(千円未満切り捨て)
- (2) 災害補償のみの場合  
0.8円×最新の国勢調査人口=掛金  
(千円未満切り捨て)
- (3) 人口5,000人未満の場合  
上記にかかわらず5,000円です。
- (4) 年度途中加入の場合  
年間掛金×残月数÷12か月=掛金  
(百円未満切り捨て)

#### 5 事故が発生した場合

市町村等は、てん補対象の事故による傷害が発生した場合には、速やかに当協会まで報告してください。

事故発生から30日以上経過して報告された場合には、てん補金をお支払いできないことがあります。

日本消防協会 年金共済部  
電話 03-6263-9758(直通)

### (生協)全日本消防人共済会

#### V 火災共済

生活協同組合全日本消防人共済会の火災共済事業は、昭和29年に消防団員・消防職員の協同互助精神に基づいて、生活の文化的・経済的改善向上を図ることを目的に発足しました。

火災共済事業は少しの掛金で高い補償が得られる内容となっています。加入者数は現在245,558人(令和7年3月31日現在、加入率32.7%)となっています。

本共済は、地域防災の中核として一身の危険をも顧みず、献身的に消防防災活動を続けておられる消防団員・消防職員をはじめ、消防関係者が後顧(こうこ)の憂い無く災害活動に従事していただくための一助として開始された共済事業でありますので、加入率が100%に近づけますよう、各支部・各消防団等の皆様方のご協力をお願ひいたします。

令和6年度の共済金の支払件数は、火災43件、風水雪害等75件、1件あたりの共済金額が高い事案が多かったことと風水雪害の保証を拡大する制度改正により、支払金額は増加しました。地震等災害見舞金は、令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」によるもので、970件と、平成30年に制度がはじまって以来、最大の支払いとなりました。

#### 1 共済の種類

(1) B型火災共済  
出資金は、1人2口200円をお願いしております、掛金は、5口500円から25口2,500円までの5口ごとで契約することができるもので、今年度も引き続いて、全員契約10口以上を推進目標とし加入促進を図ります。

共済金は、掛金に応じて全損で75万円から375万円となります。

(2) C型火災共済  
出資金は、1人10口1,000円をお願いしております、掛金は1口から200口までの100円単位で共済限度額の範囲内で任意に契約できるものです。

共済金は、掛金に応じて全損で1口15万円から200口3,000万円となります。

なお、動産の合計口数は50口750万円で、建物・動産の合計口数は200口3,000万円を超えることはできません。

## 2 共済期間

共済契約の効力を生じた日から1年間

## 3 共済物件

- 建物
  - ・組合員が所有し、かつ居住する建物
  - ・組合員の3親等内の親族が所有し  
かつ組合員が居住する建物
- 動産
  - ・組合員が生活している建物の動産

## 4 共済金等が支払われる損害

### (1) 火災共済金

火災、落雷、破裂又は爆発

### (2) 風水雪害等共済金

風災、水災、雪災

車両の飛び込み、航空機墜落等

※風水雪害等は損害額の合計が20万円を超  
えない場合は、お支払いすることができ  
ません。

### (3) 地震等災害見舞金

地震(津波を含む。)又は噴火による損  
害が生じた場合に、損害の程度に応じて  
給付金を支払います。

## 5 加入対象者

全国の消防団員、消防官公署、消防協会  
及び消防人共済会の役職員等。

## 6 退職組合員利用者

在職期間が10年以上の者で、退団又は退  
職の際、組合員として、火災共済の契約者  
であったものは、引き続き退団又は退職後  
5年間に限り、この組合の火災共済に契約  
することができます。

## 7 割戻金

当該年度に余剰金が出た場合、法定準備  
金等を差し引いた残金を契約者全員に対し  
て、1口当たりの金額を算定し、掛金に応  
じた金額を割り戻します。

## 8 当火災共済のその他の特徴

当共済では焼損率56%以上で全焼として  
共済金をお支払いしています。

## 9 集団扱自動車保険の紹介制度

保険料が割安となる「自動車保険」の紹介  
制度を開始しました。火災共済に加入する  
組合員は、保険料が5%割引となる制度で、  
これから新たに自動車保険に加入される  
方、既に自動車保険を契約している方で、  
保険料の見直し等をお考えの方、これを機  
に是非、ご検討をお願いいたします。同居  
のご家族分も同様に割引となります。

全日本消防人共済会

電話 03-6263-9822(直通)

### ホームページのご案内

上記の各共済事業の内容、契約約款、事務  
取扱要領、質疑応答集、届出各様式等につい  
ては、日本消防協会(火災共済については、全  
日本消防人共済会)のホームページから閲覧及び  
ダウンロードができます。

#### 日本消防協会

<https://www.nissho.or.jp/>



#### 全日本消防人共済会

<https://www.shouboujin.or.jp/>



# 消防育英会定時評議員会を開催

(公財)消防育英会

令和7年6月24日(火)、日本消防会館6階役員会議室で「消防育英会定時評議員会」が開催されました。

## 1 議 事

- 第1号議案 令和6年度事業報告及び決算について(監査報告)
- 第2号議案 理事の選任について

## 2 理事会決議事項の報告

- (1) 消防育英会奨学規程等の一部改正について
- (2) 会長の選任について
- (3) 奨学生選考委員会委員の選出について
- (4) 令和7年度(公財)JKKA補助事業の補助金交付受諾について

## 3 報告事項

- (1) 令和7年度奨学生の申請及び判定状況等について
- (2) 令和6年度奨学生及び奨学金等の状況について
- (3) 消防育英会支援自動販売機の設置状況について
- (4) 令和7年度消防育英会奨学生懇談会の実施予定について

議案については、異議なく承認されました。



## 競輪補助事業完了のお知らせ

この度、令和6年度の競輪の補助金を受けて、次の事業を完了いたしました。

- 1 事 業 名 警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動補助事業
- 2 事 業 内 容 消防団員、消防職員等の殉職者遺児に対する奨学金の支給
- 3 補 助 金 額 19,255,000円
- 4 実 施 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号
- 5 完了年月日 令和7年3月4日

消防育英会は、競輪からの補助を昭和43年から毎年受けています。



# 台風に対する備え

総務省消防庁 防災課

## 台風による被害

日本には毎年7月から10月を中心に台風が上陸し、土砂災害や河川の氾濫などにより、大きな被害が発生しています。

### 〔大雨による被害〕

台風やその周辺部では、激しい雨が長時間にわたって降り続くことがあります。また、台風が日本から遠く離れた南の海上にあっても、日本付近に前線が停滞している場合、暖かく湿った空気が流れ込み大雨となることがあります。このため、がけ崩れや土石流、地すべり、河川の氾濫が発生し、私たちの生命が脅かされることがあります。



令和元年東日本台風(台風第19号)では、関東地方や東北地方の太平洋側を中心に、土砂災害や河川の氾濫などにより、100名を超える死者・行方不明者が発生するなど甚大な被害が生じました。



令和元年東日本台風による浸水被害 宮城県丸森町  
(山形県消防防災航空隊提供)

また、昨年は、8月22日に発生した台風第10号の影響により、同月27日から9月1日にかけて、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となりました。

### 〔暴風による被害〕

台風の周辺では強い風が吹いています。平均風速15~20 m/sの風であっても、歩行者が転倒したりすることがあります。さらに風が強くなると、物が飛んできたり、建物が損壊したりするようになり、平均風速40 m/sを超えると住家が倒壊することもあります。



令和元年房総半島台風(台風第15号)では、千葉市で最大瞬間風速57.5 m/sを観測するなど各地で暴風となり、関東地方を中心に住宅約74,000戸が損壊するといった被害が発生しました。

また、倒木や飛来物により、多くの電柱が倒れるといった被害が発生し、大規模な停電が発生しました。

台風の周辺では、竜巻が発生することもあり、家屋の倒壊や車両の転倒、飛来物の衝突などにより被害をもたらすことがあります。

### 〔高潮・高波による被害〕

台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上げられます。そこにさらに強い風が吹き寄せて、大き



な高潮・高波災害が発生することがあります。平成30年台風第21号では、大阪湾を中心に過去最高潮位を超える値を観測するなど顕著な高潮になり、関西国際空港の滑走路が浸水するなど大きな被害が発生しました。

## 台風への対応

### (1) 事前の備え

台風に備えて、次のような準備を十分にしておきましょう。

- ・窓はしっかりと鍵をかけ、必要に応じて補強する。
- ・風で飛ばされそうな物は飛ばないよう固定し、格納できるものは家中へ格納する。
- ・避難生活や停電に備え、食料、簡易トイレ、マスク、懐中電灯、ラジオなどを入れた非常用持ち出し袋を用意する。

そして、一人ひとりが、どのような避難行動をとれば良いか、あらかじめ理解しておくことが大切です。日頃からハザードマップを確認するとともに、災害に関する情報をテレビ、インターネット、メールなど、どの手段

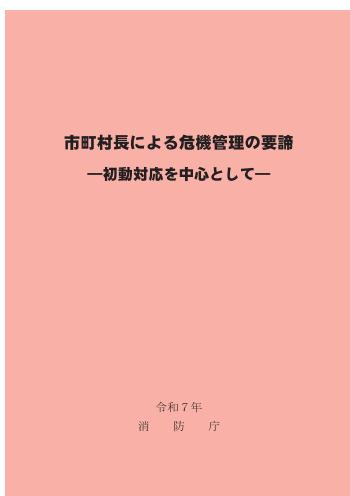
から入手し、自らがどのような避難行動をとればよいかなど、災害時にとるべき行動を確認しておきましょう。

### (2) 迅速な避難

住民がとるべき行動や避難情報は5段階の警戒レベルに区分して提供されています。市町村から警戒レベル4の避難指示や警戒レベル3の高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとる必要があります。強い降雨や暴風を伴う台風が接近・通過するが予想される場合には、気象庁などから出される洪水や土砂災害に関する防災気象情報を参考しながら、避難指示などが発令されないと自ら避難の判断をすることが非常に重要となります。

消防庁では、市町村長の災害対応の経験をもとに「市町村長による危機管理の要諦」<sup>(注1)</sup>を作成しているほか、「防災・危機管理e-カレッジ」<sup>(注2)</sup>では、「防災気象情報・避難情報等に基づく避難行動(風水害)」などの動画を掲載しています。台風に備え、ぜひご確認ください。

(注1) 市町村長による危機管理の要諦



掲載先

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/e-college/01kikikanrinoyoutei.pdf>

(注2) 防災・危機管理e-カレッジ

サイトは  
コチラ▶



# 「令和6年度 消防庁女性活躍ガイドブック」の作成について

総務省消防庁 消防・救急課

## 1 はじめに

消防庁では、平成27年に開催した「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」の提言内容を踏まえ、「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について(平成27年7月29日付け消防庁次長通知)」を発出し、全ての消防本部との共通目標として、「全国の消防吏員に占める女性消防吏員の割合を、令和8年度当初までに5%に引き上げること」を掲げています。

また、令和8年度以降の女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた取組に関する検討会を開催し、女性消防吏員の確保や育成、職域拡大を推進するための方策等について検討しています。

## 2 消防庁女性活躍ガイドブック

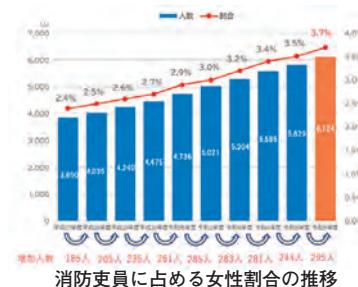
消防本部における参考となる取組事例を全国で共有し、様々な消防本部での女性消防吏員の活躍推進に向けた更なる取組に資することを目的として、「消防庁女性活躍ガイドブック」を作成し、公表しています。平成29年度に初めて発行し、令和6年度で8回目となります。

具体的には、女性消防吏員の採用や女性消防吏員が働き続けやすい環境作りに関する事例のほか、平成30年度から実施している「女性消防吏員活躍推進モデル事業」において採択された、全国の消防本部における先進的な取組事例についても紹介しています。

## 3 女性消防吏員の数、割合等の現状 (第3章関係)

令和6年4月1日現在、全国の720消防本部のうち635消防本部で6,124人の女性消防吏員が活躍しており、全消防吏員に占める女性の割合は3.7%となっています。

全国の消防吏員に占める女性消防吏員の割合は、平成27年以降、毎年0.1～0.2%ずつ増加傾向にあるものの、現在は「3.7%」であり、目標である「令和8年度当初までに5%」の達成に向けて、女性消防吏員の活躍に関する取組をより一層推進する必要があります。



## 4 消防本部における効果的な取組事例の紹介(第1章関係)

以下①～④の項目について、各消防本部の具体的な取組事例を紹介するとともに、⑤で若手女性消防吏員の生の声を紹介しています。(次頁参照)

- ①女性消防吏員の採用拡大に向けた取組
- ②施設の整備・装備の改善
- ③適材適所を原則とした職域の拡大
- ④ライフステージに応じた様々な配慮
- ⑤若手女性消防吏員の声

## 5 「女性消防吏員活躍推進モデル事業」の紹介(第2章関係)

女性消防吏員の更なる活躍推進に関する先進的な取組として令和6年度に採択された以下の4団体の事例を紹介しています。(次々頁参照)

- ①札幌市消防局(北海道)
- ②枚方寝屋川消防組合(大阪府)
- ③久留米広域消防本部(福岡県)
- ④高松市消防局(香川県)

## 6 おわりに

消防分野においても、女性の力を最大限に活用して組織の活性化を推進することは重要課題です。引き続き、消防庁においても各消防本部が行う取組を支援していくため、SNS等を通じた消防業務の魅力の発信や、各種イベント等の開催による採用広報活動の強化等を行い、女性消防吏員の活躍推進に向けた取組を強化していきます。



過去のガイドブック一覧 令和6年度版

## ＜ガイドブック掲載事例の紹介＞



### 【消防本部における効果的な取組事例の紹介】

令和6年度版  
ガイドブックはこちらから→

#### ① 女性消防吏員の採用拡大に向けた取組



女性活躍推進PR動画制作



松本広域消防局(長野県)



女性消防吏員ガイドブック制作



東広島市消防局(広島県)

#### ② 女性専用施設・装備の改善



女性専用施設の整備  
双葉地方広域市町村圏組合消防本部(福島県)



腰部装着型身体補助器具の導入  
北アルプス広域消防本部(長野県)

#### ③ 適材適所を原則とした職域の拡大



消防艇への女性職員の配置  
神戸市消防局(兵庫県)



県内初女性教官誕生  
宮城県消防学校(宮城県)



#### ④ ライフステージに応じた様々な配慮



両立支援ハンドブック  
筑西広域市町村圏  
事務組合消防本部  
(茨城県)



初任学生に対する支援  
熊本県消防学校(熊本県)

#### ⑤ 若手女性消防吏員の声



筑西広域市町村圏  
事務組合消防本部  
(茨城県)



東広島市消防局  
(広島県)  
【通信指令員】



宮崎市消防局  
(宮崎県)  
【救急隊員】



## 【「女性消防吏員活躍推進モデル事業」の紹介】

令和6年度版  
ガイドブックはこちらから→

女性消防吏員の活躍推進を通じた消防力の充実強化に向け、全国の消防本部にとって参考となる先進事例を構築し、取組の横展開を図っていくことを目的に、国の委託事業としてモデル事業を実施しています。

《委託団体》都道府県、市町村(特別区及び一部消防事務組合を含む。)及び消防学校

《委託費》 1団体 20万円～ 200万円

《委託内容》 消防分野における女性消防吏員の活躍をより積極的に推進することを目指す事業

《応募方法》

例年、消防庁が発出している「消防本部における女性消防吏員活躍推進モデル事業の委託に関する提案募集について」(消防・救急課長通知)をご確認ください。※今年度の募集は終了しております。

## バーチャルオフィスツアー及びWEB広告



## 【事業概要】

リアルな職場見学を行えるように消防署などを撮影したVR動画を作成するとともに、女性消防吏員の認知拡大を目的に、WEB広告を実施



## 地元高校ダンス部とコラボした PR動画・ポスター制作 枚方寝屋川消防組合(大阪府)



## 【事業概要】

地元ダンス強豪校とコラボし、  
より多くの人の心に留まり消防  
職を目指す女性を一人でも多く  
増やすことを目的としたPR 動  
画・ポスターを制作



## ぺろちと一緒に消防女子を全国に! ～管内中学校の救命講習での広報～ 久留米広域消防本部(福岡県)



服を脱がす事に抵抗がありAED使用率の低い女性にAEDパッドを貼る際の目隠しとして使える手ぬぐいを作成！

## 【事業概要】

ふるさと大使とコラボした救急グッズを作成し、救命講習で配布するとともに、救命講習の導入で女性消防吏員活躍動画上映し、消防業務に対する理解を深めるチラシを配布



## 女性消防吏員増加に向けた ツアーモードインダーンシップ



## 【事業概要】

消防学校及び消防局の庁舎をバスツアー方式で巡り、バス内では勤務や福利厚生の説明が行われ、消防署では放水体験、救急体験、庁舎見学、女性消防吏員との座談会を実施



うちの

# 名物団員



埼玉県

群馬県

愛知県

上尾市消防団 第五分団 分団長

和久津 健一

上尾市消防団からは、第五分団所属の和久津健一分団長を紹介します。

和久津分団長は、入団25年目を迎え、地域の安心、安全のために消防団活動に尽力されています。災害出動はもちろん、地域の行事にも積極的に参加するなど、地元消防団の顔として家族や団員から慕われています。また、父の勇二さんが地元の消防官であったことから、その背中を見て育った和久津分団長は、地域住民のために消防団員として、消防魂を継承しています。



和久津分団長



和久津分団長と父



家族写真

昭和村消防団 第1分団 団員

林 紀宏

群馬県昭和村消防団からは第1分団員林紀宏団員を紹介します。

利根沼田ポンプ操法競技会・群馬県ポンプ操法大会優勝に貢献するなど、一家で「消防」に貢献されています。

また、2019年にマスターズ甲子園で永遠の高校球児として親子3人で「甲子園出場」を果たしました。

これからも「地域住民の安心・安全」を守り、頼られる消防団員として今後の活躍を期待いたします。



左から(林紀宏、林博明、林勇汰)



ポンプ操法

東海市消防団 第3分団 団員

松尾 大輝

東海市消防団からは、第3分団の松尾大輝さんを紹介します。

松尾さんは、入団8年目のベテラン団員です。操法大会では主に4番員を担当し、ポンプ車の扱いにおいては、熟練の技を見せてくれます。今年度からは操法大会に代わり災害対応競技会を実施することになりますが、これまで以上に活躍してくれるものと期待しております。

最近は、訓練後に団員と食べるランチが楽しみの一つですが、入団時よりサイズアップしていることが少し悩みもあります。

これからも消防団活動を通じて、地域の安全を守ってくれる松尾さんの活躍から目が離せません。



松尾団員

消防団操法大会

## 笠松町消防団 副団長

河合 秀三

笠松町消防団からは、河合秀三副団長を紹介します。副団長として様々な災害現場で指揮を執られており、笠松町消防団の精神的支柱となっています。また、防災士としての顔も持ち、小学生向けの防災教室や町内会の防災訓練で講師として、防災について楽しくわかりやすく伝えています。地域の防災力向上のためにかかせない存在の河合副団長に、これからも期待しています。



## 福井市消防団 安居分団 部長

坪田 泰明

福井市消防団からは、安居分団の坪田泰明部長を紹介します。

坪田部長は昭和60年4月に入団し、その年の福井県消防操法大会に出場し準優勝を果たしました。また、消防団に入団後、福井国家石油備蓄基地の防災業務を委託されている福井備蓄保安サービス株式会社に入社し、大容量泡消火システムを運用する大容量隊長を務めたほか、石油コンビナート技能コンテストでは、消防団で培った規律、技能、経験を活かし、自ら参加とともに部下指導を行い、8年連続で入賞するという輝かしい経験を持っていいます。

仕事と消防団を両立し、職場からも消防団からも厚い信頼を受けるマルチな方です。



大容量隊長



坪田部長

## 伊方町消防団 分団長

佐々木 真

伊方の芝刈り機こと佐々木団員はどんな小さな不安要素も刈り取ります。

趣味はアマチュア無線。

常に電波を張り巡らせ、地域住民と交流し、災害時に備え、己の刃を研ぎ澄ましている。この男にかかれば全ての活動が研ぎ澄まされたものになるだろう。

伊方町芝刈りチームに所属し、地域に寄り添い顔の見える関係づくりに徹し、伊方町の安心・安全を守るため、日々の消防団活動に積極的に務めてくれる頼もしい存在です。



# 消防団の広場

愛媛県

## 「笑顔と学びの場 女性消防団」

松前町消防団  
団員

中村 桃子



生まれ育った松前町が大好きで地域のため何か自分ができることはないかと思っている時に、声を掛けて頂いたのが女性消防団でした。

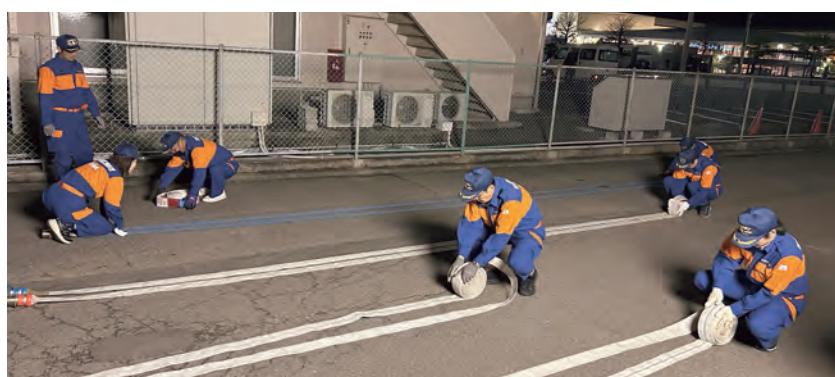
入団し、駆け出し女性消防団員として地域の方々への応急手当の指導や火災予防運動の広報活動などを行い、日々、防災・防火の知識習得と地域の方々にどうしたら楽しく学んで頂けるか模索してきました。そこで、私は生活に取り入れやすい防災知識から自分自身の日常に取り入れ、楽しみながら実践しております。また、地域の方々と交流する際には、応急手当指導員として生命に直結することと、真剣に向き合うことの必要性を伝え、一次救命で大切な助け合いの心を忘れないよう温かい交流を心掛けています。

私生活では看護師と一児の母をしております。看護師として働く中でも消防団で学んだ



知識を活用することができます。私の住む愛媛県では今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が約70～80%の確率で発生すると考えられており、自身の命だけではなく患者様の安全を確保するためにはどうしたら良いか女性消防団に入団したこと、明確に想定できるようになりました。女性消防団員は子育てをされている方が多くいらっしゃるため子供連れで業務に参加させて頂けることもあります。温かい環境で頑張ることができます。

私は消防士の父に憧れ、小学校の頃より少年消防クラブに所属しておりました。大人になってからも地域で防災・防火活動に参加できることを喜ばしく思うとともに、幼い頃に抱いた純粋な使命感や誇りを忘れず、これからも活動していきます。





## 2025年度 全国統一防火標語

# 「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

## 令和7年9月の日本消防協会関係行事

- 9月6日(土)～7日(日) ぼうさいこくたい2025 (新潟県新潟市)  
9月10日(水) 全国消防殉職者遺族会理事会  
正副会長会議、臨時理事会  
9月11日(木) 第44回全国消防殉職者慰靈祭 (ニッショーホール)  
「地域総合防災力の発揮」大会 (ニッショーホール)  
9月13日(土)～14日(日) 全国少年消防クラブ交流大会 (広島県広島市)

※8月に特記する関係行事はありません。

## 編集後記

7月7日の七夕は、皆様天の川を見られたでしょうか？私も夜空を見上げてみましたが、あいにくの曇り空でした。旧暦の七夕、8月29日にもう一度チャレンジしてみたいと思います。編集担当、T.Kです。

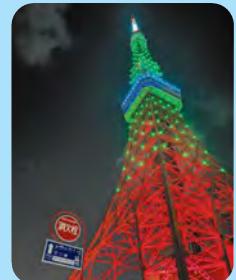
今回は人それぞれの「こだわり」についてのお話しです。先日、友人と米の話になりました。私は単身赴任中で、朝食・夕食などいつつい手軽なパックごはんを食べることが多くなります。しかし彼は、炊飯器で炊くことを強く勧めています。少しでもラクをしたい私は、パックでも良いじゃないか、と言うのですが頑として譲りません。最後に理由を尋ねると、「パックでは、好きな量で炊けないじゃないか！」とのこと。この答えには、妙に納得しました。

私は機関誌「日本消防」編集の傍ら、協会行事の写真撮影を行うこともあります。撮影にはデジタル一眼レフカメラを使用し、マニュアルモードで撮影しています。カメラ任せのオートではなく、手間のかかるマニュアルである理由は、「好きな露出（※）で撮りたいから！」

何事においても、人はそれぞれ何かしらこだわりを持ち、日々を生きている。そういう部分も上手く誌面に反映できる編集者でありたいと思います。

暑い日が続いますが、皆様体調を崩されませんように。室内で熱中症になる人はエアコンを使用していなかった場合が多いので、特に周りの高齢者の方に注意喚起して頂けたらと思います。

※露出：カメラのレンズを通過してくる光の総量や画像そのものの明るさ。



## 購読募集

購読を希望される方は、(公財)日本消防協会へお問い合わせください。

※ 年間購読料(送料込) 2,508円

(問合せ先) 総務部企画担当 03-6263-9496

## 寄稿のお願い

皆さまの消防団活動への取組み、ご意見などをもとに、より充実した有意義なものにしていきたいと考えておりますので、多数のご寄稿をお待ちしています。

Eメールでも受け付けしています。 kikou@nissho.or.jp

月刊「日本消防」第七十八巻第七号  
令和七年七月五日印刷  
令和七年七月十日発行

編集人 米澤 健  
発行所 (公財)日本消防協会  
印刷所 東京都港区虎ノ門一丁九一十六  
電話 ○三(3549)九四〇一(代)  
株式会社アイネット  
電話 ○三(3549)五六〇〇

令和  
毎月  
七年  
七年  
月  
月  
日  
日  
行  
行

日本  
消  
防

第七十八卷第七号

# 消防人の 火災共済

## 風水雪害等共済金 補償倍率UP 300倍から 750倍へ

まさかの時お役に立ちます。  
掛金25口、2,500円(56%以上の焼損)  
火災共済金375万円のお支払い 1500倍補償

消防団員・消防職員  
消防団員  
消防職員  
ならどなたでも  
加入できます

**B型火災共済** 消防団 毎に加入  
消防本部

掛金は、5口500円から5口毎、25口2,500円まで選択できます。  
落雷の損害  
にも対応!! 建物と動産の配分は常に4:1とする契約となります。

お申し込みは、所属の消防団担当から都道府県支部(消防協会)へ。

お支払  
対象

- 火災共済金 火災・落雷・爆発・破裂
- 風水雪害等共済金 風災・水災・雪災・車両飛び込み・航空機墜落等
- 地震等災害見舞金 地震・津波・噴火

生活協同組合 全日本消防人共済会 TEL 03-6263-9822  
詳しくはホームページをご覧ください <https://www.shouboujin.or.jp/>



消防団員・消防職員だからこそ加入できる

## 消防個人年金

積立金には予定利率(年1.25%)、配当率が適用されます。

老後生活に向けた  
計画的な財産形成  
が可能です。

月払の場合、  
毎月一万円(ゆうちょ  
銀行は五千円)から  
ご加入いただけます。

給付金の受取りは、  
年金(6種類)又は  
一時金からご選択  
いただけます。

途中で脱退しても、  
積立金(脱退一時金)  
が受け取れます。

税制適格コースは  
個人年金保険料控除  
自由選択コースは  
一般の生命保険料控除  
の対象となります。

消防団員、消防職員  
の退団・退職後も  
継続できます。

(パンフレット・加入申込書のお取り寄せ、お問い合わせ先)

公益財団法人 日本消防協会 年金共済部

0120-658-494 平日 9:00~17:00

お問い合わせ先

各市町村の消防事務担当者または消防本部消防団事務担当者、都道府県消防協会

(公財)日本消防協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号  
TEL.(03)6263-9401 (代表)  
<https://www.nissho.or.jp>